

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五十八号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正により、特定建築物使用・該当届の様式などについて必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年十月一日